

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年1月26日(木)13時30分～15時00分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名
バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長
放射性廃棄物管理第1課 マネージャー
放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他1名
廃止措置課 課長 他4名
臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 マネージャー 他2名
BECKY 技術課 マネージャー 他2名
大洗研究所 燃料材料開発部 燃料研究施設保全課 技術副主幹
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・放射性廃棄物処理場の核燃料物質使用変更許可申請について
・原子力科学研究所第4研究棟の核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:03	はい。原子力規制庁の本田でございます。今日はですね、昨年の11月末に申請がありました原子力科学研究所の
0:00:14	核燃料物質使用変更許可申請書についてですねちょっとこれまで若干審査してきているところなんですけれども、確認したいこととかございますんでちょっとその面談ということで設定させていただきましたのでよろしく願いいたします。
0:00:32	それではちょっとこちらの方からちょっと各確認事項とか質問事項をちょっと順次させていただきますのでよろしく願いしますまず処理場のお話。
0:00:42	放射性廃棄物処理場の方なんですけれども、
0:00:45	今回今回の申請において、使用を停止する。
0:00:52	廃液貯槽、2-2ですかね、それとあと蒸発処理装置及びアスファルト固化装置を使用の使用を停止すると。
0:01:01	というような申請の内容になってはいるんですけれども、減少機構の他の拠点のね、申請書なんかでは、出てくんのよく維持管理する設備っていうような区分分けをして、
0:01:13	引き続き管理していきますよっていうような、
0:01:17	申請がまた見られるんですけれども、今回この使用を停止する三つの装置設備については、その維持管理設備にしない。
0:01:28	ていうのは、何か理由があるんでしょうかそれちょっと教えてください。
0:01:35	はい。原子力機構のバックエンド技術部木下でございます。ちょっと事前にお送りした資料ちょっと画面協議させていただきたいと思います。吉尾町いただければと。
0:01:50	はい。
0:02:14	はい。画面拒否されてますでしょうか。はい。いえです。はい。事前にお送りした資料の通りでございますけどまず一つ目ですね使用停止する配送2蒸発処理装置ポツに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	そのところは装置に係る記載についてということで、9ですけども、これです修正する各設備は試験研究用等原子炉施設の許可を取得しており、
0:02:37	炉と使用核燃料使用施設の共用施設となっております。そのため、今回の申請にあたってはですね先行して許可をし取得した原子炉設置変更許可の色彩ですね。
0:02:49	代表箇所を以下に示しておりますけれども、こちらの記載に合わせて今のところ現状の記載とさせていただきたいというふうに考えてございます。で、例えばですね原子炉設置変更許可申請書の抜粋ちょっと示してございますけども例えば本文共通編のところですね。
0:03:07	たまただし書きで赤線で書いてございますが、第2-処理における、北井博士廃棄物廃棄施設のうち、
0:03:15	これら設備については使用を停止するとですね、添付書類8の共通編のところにもまだ同じような記載ございます。本文や共通共通、添付資料等他の箇所にも、ただ、いろいろ表現、装置出てくるところございますけども基本、この
0:03:33	式を提出するという記載のみで運用し許可をいただいているものでございます。こちらにつきましては、令和4年の8月29日に許可をいただいたものとなっております。
0:03:45	一旦、一つ目の質問につきましては、これで以上でございます。
0:03:52	はい。規制庁の昆ですありがとうございます。共有、
0:03:57	原子炉施設と共用の、
0:04:02	装置設備だってことは理解しましたと。
0:04:07	これはアベですかその原子炉駒ちょっとあの仕様の話とちょっと、こういう、
0:04:15	位置付けとして、ただし書きで停止するってということで、
0:04:22	申請書上は、
0:04:25	なんちゅうのかな。
0:04:27	使う、使う、使われる設備ではないんですってということをここで宣言してるとか約束してるってことになるわけですかねじゃ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	はいそのようになります。今後の話ではありますけども、今後はですね許可おり次第ですね、保安規定の申請の方させていただいてそちらの方でも使用停止、
0:04:48	する設備ということで明確化して今後、
0:04:52	そういう形で管理を継続保安活動を継続していくというふうに考えております。
0:05:00	ではちょっと私の質問に対するその維持管理設備にPするしないの話は別にしてその位置付けとしてはその維持管理するしていく設備っていうことにはなるわけですがその実態としては、実態としてそうなりますはい、そうですね
0:05:15	だから、規制庁の本田でそうすっと
0:05:20	他の拠点とか原科研さんでもあるんだけども維持管理設備として、別枠でね、申請書上にちゃんと残して、維持管理してきます。
0:05:32	こういう閉止措置っていうかその動かさないようにしていきますってことを申請書に書いてもらって維持管理する設備っていうふうにエントリー。
0:05:39	していただくんですけども、
0:05:43	浸水、今回のその処理場の申請書上では、
0:05:48	そういった明確にはならないけれども実態は、維持管理する設備を似たような実態はそういう設備にという位置付けになって、今後、
0:06:00	管理していきますと、いうことでいいですかはい。その通りでございます。はい、わかりました。
0:06:09	ちょっと脱線するかもしれないですけど、規制庁の方でちょっとこう横にそれるかもしれんけどこの5日仮に講師を停止した後のなんちゅうの14とか、
0:06:20	そういった点検の対象っていうことから外れるってことはどうなんでしょう。ちょっとこれはそんな先の話にはならないけれども当然巡視点検は継続して行います。では位置付けとしてはどこに入れるかではありますけれども保安規定の認可し、
0:06:40	編成を行って認可がおり次第、例えばですね、施設管理実施計画の中に、今処理設備としてフルセット入ってますけどもそこを必要な点検だけ残して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:53	そこ点検頻度とか、内容を明確化して、金額の管理を継続するようなことを考えております。
0:07:02	あれですねその施設管理でコア松井に3年、2年ぐらい前に追加された仕組みの中で今見てるけれども、
0:07:10	その1年予定、先の話だけでもそこをちょっと見直す必要が今後あるよってことですね。
0:07:17	はい、そのように考えております。はい、わかりました。
0:07:22	処理場でちょっともう1個なんですけど、まさにこの使用停止する三つの装置の閉止措置については、
0:07:31	申請前の面談において、確か閉止措置は
0:07:38	越冬ましたっけ。
0:07:41	原子炉施設の方の設工認の、
0:07:44	方でちょっとちゃんと、見ますってことを説明があったと思うんですけども、使用の方でちょっと設工認という、
0:07:53	N O R T H せ仕組みはないんですけれども、その今回の申請書の中で
0:08:01	試験炉施設の設工認に従うとかそれに則るとかそう言ったことを明確にさせていただくことって可能でしょうか。
0:08:10	はい。原子炉機構木下でございますこちらの質問につきまして今映させていただき、特に使用停止する各設備の被措置については、例えばですね試験研究用等原子炉施設に係るシーケ設計部工場に計画申請書に従い実施するといったことを
0:08:27	施設に、はい。書いてるように考えております。はい、わかりました。
0:08:34	ありがとうございます。示していただくことを検討させていただきます。はい。ちょっと事前にお送りした資料ではございませんけども、少しごめんなさい。
0:08:48	例えばですね、下、現在、申請してる申請書の後、の中に例えばこういった一つの2の2使用停止とか、閉止措置の措置の内容書いてある部分でございます。このところに例えばですね、
0:09:04	注釈で弊社提出するということに、こういった形で、施工2社が実施するといったこういった旨の記載ってのは例えば、この益差ではいかがでしょうかというこれちょっと半分ご相談にもなりますけども、
0:09:20	今こそ考え2-1。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	これも考えられないですね、演奏家は。
0:09:32	やっぱねちょっと、ちょっと場所の話じゃなくてももう少し細かく、いつ申請したとかって書けます。はい。申請日は書けますはい。そうですね令和3年の1月、4年11月なにがしに
0:09:51	申請番号とかですねそういったものを入れることは可能です。ちょっとすいません今ちょっと思ったんだけど、これすでにあれですよ。て使用を停止するっていうのは炉の方では許可もらったんですよ。
0:10:05	はい。こちら、先ほど見ていただいた資料、令和4年8月29日付で許可いただいて、ちょっとご検討いただきたいと
0:10:16	炉の方でもすでに使用を停止しますっていう人カバーとかもあってますということと、
0:10:24	設工認、
0:10:25	の申請、
0:10:27	んでっていう話ちょっと二つこう、
0:10:29	書くことでどうです。
0:10:31	わかりましたそれは記載の場所も含めて少し検討させていただきたいと思えますけれども、例えば許可の方の話であれば何々位置付け元機器の何で許可されたとか、そういった形ですかね。
0:10:47	はい、わかりました。すいません。はい、承知いたしました。
0:11:02	はい。
0:11:03	あと、各場所はまさにご検討なんだけどちょっと私がずっと思ってたのはその市変更の理由ってあるじゃないべき別紙の、
0:11:15	田上の別紙で、変更の内容をずらずらって書くところあるじゃないですか。
0:11:21	はい。
0:11:22	そこそこも。
0:11:23	なんかちょっと、
0:11:24	あり得るのかなとちょっと置くと思ってはいたんですけど。
0:11:28	わかりましたちょっとそここのところも含めまして、はい。ご検討いただければと思います。ありがとうございます規制庁の本田ですけど
0:11:38	お示しいただけることを場所とか文言を含めてご検討いただくということで、ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	はい、ありがとうございました。
0:11:48	ちょっとお待ちください。
0:12:01	多分、
0:12:10	規制庁の本田氏今の設工認の話なんですけど、
0:12:14	これが、例えば、この今、申請書が申請が許可される前に、設工認の方も認可されるっていうようなことってあるんですか。
0:12:24	時期的な話かもしれないです。
0:12:30	減少機構キノシタでございます。今キョッカあすいません節労働法の施行について今まさに審査中でございます、ほぼ、ほとんど主要な論点は出尽くしたかなと思っ
0:12:43	Dさん、一応今のところ3月末に認可をいただく予定で進んでますのでちょうど同じようなタイミングに、
0:12:52	なろうかな、ちょっとそんな感じでございます。
0:12:59	規制庁の本田さんの処理場さんとしては3月末ぐらいまでに、欲しいなという希望でいらっしゃる、その施設購入の方です。
0:13:09	そうですねはい3月末に認可いただいて志賀第1、来年度第1四半期で工事を実施するという形で、この計画も出してますので、はい。
0:13:23	わかりましたありがとうございました。
0:13:27	はい、規制庁の方でそうすと今日の資料でいうと次は第4研究層の、
0:13:35	となりますけれども、
0:13:38	第4研究棟の202、5室の、
0:13:42	ICP質量分析計の更新についてになりますけれども、
0:13:48	このICP質量分析装置、
0:13:52	分析計画は、
0:13:55	今、
0:13:56	設置すでに使っている。
0:13:58	既存の設備を解体撤去して、
0:14:02	新しく装置を設置するという、
0:14:06	変更内容でありますけれども、
0:14:09	既存の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:12	総設備を解体撤去するという事だと思んですけどもその解体撤去工事の火災対策っていうのは何かあるのかっていう話と、
0:14:24	あとその解体物をビニールで梱包するのかもしれないと思んですけどその梱包したことによってそのとじ込み機能っていうのは、
0:14:32	保持されるのかという話と、
0:14:36	あと、それから分析装置って排気を流すダクトみたいなパイプが間管があると思うんですよその、
0:14:46	接続部の閉止ってのはどのように行うのかっていうのを教えていただけますか。
0:14:54	はい。原子力機構コクセンです。今のご質問について、報告しました資料をもとにご説明させていただきます。
0:15:01	それでは資料共有させていただきます。はい。
0:15:14	資料を共有できるでしょうか。はい。見えます。はい。
0:15:20	方針につきましては、先にお送りしています撤去に関する説明書でもご説明しておりますが、今の質問を踏まえまして、その辺を補足させ、補足しながらご説明させていただきます。はいはい。2025月のICP質量分析装置、既存の装置を解体撤去して新規装置に更新すると。
0:15:40	先ほどお話があった通り、予定しております。
0:15:43	この更新に伴いまして、既存の装置の解体ですが、こちら、抵抗分を用いて行うことを予定しております。このて車両の発する電動工具等を下記を使用しないことで火災の発生を防止することを考えております。
0:15:58	また既設排気系へ接続している箇所、こちらにつきましては、既存の装置を取り外した後、新規装置の接続まで、自主性のフランジ用いまして、閉止をしておく予定です。
0:16:11	本作業において発生する放射性固体廃棄物ですが、廃棄物容器に封入して閉じ込めを確保し、放射性廃棄物処理場へ引き渡す予定です。差し込み自体はドラム缶と考えております。
0:16:23	なお本装置、優位性の制限がないことを事前に確認しておりますが、解体時に汚染がさせる可能性は低いと考えております。
0:16:31	ですが、汚染を確認した部品につきましては、胃袋にポンプ指定養生し、汚染の飛散を防止することで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	汚染の飛散防止を図ることを想定しております。もともと汚染があまり考えられませんので、これにて十分、大瀬さんを推していると考えております。
0:16:49	4 としまして以上になります。
0:16:51	はい。
0:16:52	はい。規制庁の恩田です。ありがとうございます。
0:16:55	衛藤。
0:17:06	まず不
0:17:07	等接続。
0:17:10	大気系の接続は、等取り外したし、既存装置を取り外したと。
0:17:17	新規装置の接続まで、樹脂製のプランに乗せてし、
0:17:21	これは期間としてはどんなぐらいの長さなりそうですか。
0:17:28	はい。原則機構コクセンです。
0:17:32	ひと月以外には、新規装置取りつける場合、現状では予定していません。
0:17:38	ひと月 10%の
0:17:49	樹脂製のフランジっていうと、
0:17:51	どんな
0:17:53	ふうになるっていうちょっと口で言うのは、
0:17:55	御説明難しいのかもしれないですけど、
0:17:58	実際よくありますし、塩ビ製の閉止板は閉止フランジ、開口部がない、フランジを取りつけるような形になると思います。
0:18:10	待ってください。
0:18:20	一方、あいつ。
0:18:39	あとですね、規制庁の恩田と、
0:18:41	固体廃棄物は、容器ドラム缶に封入し、しますと。
0:18:47	ということなんですけど今小写真が二つついてますけどその更新前の、
0:18:53	このころっとした塊をこうある程度こう細かく分解するんですかねその入れると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	原子力機構、布施です。はいその通りになります。こちらで向後町でばらしていきまして小さな部品にして、それを詰めていくような形になります。
0:19:27	ほんで
0:19:29	買い汚染を確認した部品っていうと、今、多分この写真では見えないような、装置内部の。
0:19:38	ことを想定してらっしゃると思うんだけど、
0:19:42	それはあれまさにそのコーナーに核燃料物質が、
0:19:48	触れたというか不一番近くに核燃料物質側に、
0:19:54	の部品ということになります。
0:19:58	転職事項コクセンです。はい。そのような認識しております。資料を導入して装置内で噴霧するような部品があるんですが、そのような依頼する資料を付して、装置内に休憩するんですけども。はい。
0:20:13	せっかく品を
0:20:17	相双だからあれか、ごめんなさい、規制庁の方で
0:20:21	汚染が確認されるかもしれない。
0:20:24	部品部、Vは何と呼べばいいんですか。
0:20:28	そう。
0:20:31	Webライザーとか、いうものが構築部分っていうものに、そこだけではないんですけどそういった導入部牛を導入する部分につきまして、汚染が想定されます。
0:20:47	資料導入部分は、
0:20:52	ばいいんじゃない。はい。
0:21:02	と、この装置であれさっき走行中、
0:21:07	固体じゃなくて、気体状にするんですけどっけ中で、
0:21:10	廃液対のものを、原色機構コクセンです。1人の試料を噴霧しましてそこでプラズマ発生させて、発赤しているというような装置になります。
0:21:21	液体液体状の試料を、
0:21:25	うん。
0:21:33	それがその導入部分。
0:21:35	を通過こう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	ちょうどですかね。
0:21:40	はい。そちらに入ってそれで分析するというような問題です。ありがとうございます。
0:21:48	ビニール袋に梱包するのはあるか僕ちょっと何を聞きたいんだったらちよっとよくグローブボックスとか、
0:21:57	バッグアウトバッグインってすごい行為あるじゃないですかそんな感じではないですねこれね、ビニール袋に梱包っちゃうのは、
0:22:05	原子力機構コクセンです。はい。
0:22:08	しながら、汚染傷ましてそこで汚染が確認されたものを、その取り扱い時に、汚染が飛散することがないように、ビニール部分自体、詰めていって、それで管理して、
0:22:18	詰めていくというようなことをイメージしております。だから、ちょっと戻っちゃいますけど、別にこの解体撤去するときに何かこう、周りを何かグリーンハウスみたいのを立ててやるわけではないし、
0:22:32	ということですよ。はい。結構です。そこまでの汚染はないと考えております。はい、わかりました。
0:22:39	だから解体の作業をして一応ビニールに寝るビニール袋は傍らに用意しといて、見つかったらもうその場ですぐ入れて、梱包して養生しちゃうってことですよ。
0:22:52	コクセンです。はい。その通りです。はい。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:22:58	安保でしてると言った感じで。
0:23:01	スパの規制庁の問題それでねちょっと細かいんだけどその閉じ込めっていう意味合いではそのビニール袋っていうのは土肥なんか口を縛るとか、溶着なんかしないと思うんですけど。なるほど。
0:23:15	はい。建築部長です。溶着はしないのですが、今お話あった芝田りですねあとテープで、口を具体的にですね、そういった措置をとる予定です。
0:23:29	だから、
0:23:32	これだけ。
0:23:41	はい。
0:23:45	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	向かう、
0:23:53	何を、
0:24:02	はい、市長の本田ですありがとうございました。
0:24:14	企業は以上です。なので、ちょっとあと、はい。いいですか。
0:24:20	あとちょっとこちらからちょっと確認事項させていただきます。
0:24:29	ではねちょっと順番通りいくかプルトニウム研究1棟の話なんですけれど、
0:24:36	今回
0:24:41	使用施設、じゃなくて四国電力の資料を終了して、
0:24:47	中にある設備等は解体撤去してゆくゆくは管理区域まで解除しますっていう。
0:24:53	話で、申請なんだけれども、
0:24:57	さんでねその進出申請書本文とは別にその参考資料として、
0:25:03	この解体撤去、
0:25:05	管理区域解除に係る安全性についてっていう、
0:25:09	資料を添付いただいているんですけども、ちょっとこれ前々から
0:25:15	ふわふわした状態でいったところなんですけれども、
0:25:20	んですけども申請書本文と参考資料の位置付けというか、紐付けが、
0:25:28	明確でないねっていうことは前々からそう指摘はされていたところがございます。
0:25:35	それで参考資料っていう位置付けも規制で、法規でね規制で要求されている書類ではないと。
0:25:44	というような位置付けでありまして、
0:25:50	そういう書類なんだけれどもその参考資料という形で、申請書に添付いただいているってことでこれまで、
0:25:57	ご対応いただいてきたところなんですけれども今回この際ですね本文と、
0:26:02	その添付書類の位置付けをちゃんと整理しましょうっていう話が、
0:26:07	ちょっとありまして、ちょっと検討していたんですけども、
0:26:16	部門内でちょっと検討結果、ちょっと検討した結果をちょっとお知らせさせていただきたいんすさせてもらいますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	プルトニウム一行の場合はですね、新旧対照表の本文の1ページ、
0:26:32	もうちょっと共有しますか。
0:26:42	これは共有されてます。
0:26:46	されてます。
0:26:48	何だろ。はい。
0:26:51	今これ、
0:26:52	本文になりますけど、
0:26:56	変更後の欄、
0:26:58	2、
0:27:03	ある言葉をちょっと追記していただきたいな、追記していただくことを検討したいと思ってます。そのある言葉っていうのは、
0:27:12	プルトニウム研究1棟では、
0:27:15	00のため廃止、丸々のため廃止する、プルトニウム研究1棟の廃止に係る安全対策の方針は、
0:27:26	別添、00の通りという文言。
0:27:36	ちょっと続けますね。
0:27:39	同じく、これは本文で、
0:27:45	この
0:27:47	適合性を、
0:27:48	シェアした。
0:27:50	添付書類。
0:27:51	もあるんですけども、これ、
0:27:55	ここについては特に、今私が申し上げた文言は付け加えなくて結構です。
0:28:07	はい。ちょっと
0:28:13	付け加える内容としては非常にシンプルになるんですけど、ここまでのいかがでしょうか。
0:28:20	南部。
0:28:22	はい。保安管理部のC、
0:28:27	飯田です。
0:28:29	江藤南波検査官からの案なんですけども江藤加来

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	書き方としては、ハイショウなんですけれども、その書き方を変更後に書くという点がちょっと1点ちょっと引っかかってい。
0:28:48	います。はい。変更をここに書いてしまうと、
0:28:54	今回のCPが、
0:28:57	侵されたときに、
0:29:00	変更後にかかった部分はそのまま、起こってしまうと。
0:29:06	はいそうなっちゃうとこちらの、
0:29:09	本当に研究員等は、そもそもこのです。
0:29:14	ここの、
0:29:16	拡張するという変更申請をしてるんですけども、この変更も入ってしまうと、この一文だけ2人起こってしまう。
0:29:27	というところはちょっと、
0:29:29	原材料としてええんです。
0:29:34	アホなんで、変更後に書くのではなく、変更者、右側にある。
0:29:42	備考欄ですね、備考欄の方に、空くんでしたら、こちらの方は最小させても、ある程度廃止をして、
0:29:53	変更補正の方を進めていこうかなと考えてます。以上です。はい。規制庁の本田です。
0:30:03	ありがとうございます。それがねちょっとこの今回のご指摘させていただく趣旨とはちょっと変わっちゃって、その備考に書くよね。
0:30:12	ていうのはさっき冒頭に申し上げた通り本文との
0:30:18	このも付けが明確でない。従って、そこを明確にしたいっていうちょっと趣旨で、
0:30:25	変更していたので、
0:30:28	新旧表の備考だと、本文ではないので、ちょっとこちらのその趣旨とはちょっと変わってしまうところがあります。
0:30:38	従って
0:30:40	その備考に書くっていうのはちょっとこちらとしては受け入れることはいけないんですけども、今、新屋さんがおっしゃったみたいに残ってしまうっていう懸念は当然ありますんで、そこもちょっと検討しているんですけど、そのどのタイミングでね、いつまで残すんだと、どのタイミングで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:00	私が申し上げた野辺方針を別添の通りとかそういった記載を消すんだっていう話。
0:31:07	なんですけども、これはもう当然自然に考えるとその解体撤去とか管理区域の解除が終わった後の、
0:31:17	変更許可申請のタイミングで当該の記載を削除すると、いうことかなとちょっと、うちの部門内ではちょっとそういう結論を今出てます。
0:31:31	なので、
0:31:34	はい。
0:31:36	当然ねこのプール1棟のこの解体撤去管理区域解除っていうのがその短期間でね終わるものではないと僕は思っていますし、そういうご説明だったので、
0:31:47	しばらくは、この文言が残ってしまって、いよいよ解体撤去完了し、管理区域解除しました。
0:31:58	改造した。
0:32:00	時期から、そこ、そこからの直近の、
0:32:04	以降の直系の変更許可申請において削除するという変更を、内容を盛り込んでもらうと。
0:32:12	いうことになるんで、ちょっと正直言うとその原科研さんとしては非常に肝。
0:32:19	今ちょっと自分で言うのがちょっと、非常に違和感のある本文が残ってしまうと。
0:32:25	ていうことになるんですけどもそこはちょっと今、私たちの検討結果でございますんでちょっとご検討いただけないかなと思います。
0:32:38	田井。本管理部の椎野です。衛藤本間検査官がおっしゃっててくることは、喜多。
0:32:46	議会の方はいたしました。衛藤衛藤廃止措置が終わって、各管理区域が解除されたらあと1回変更申請をして、
0:32:58	環境の
0:33:01	こんなふうに変えた方がいいという部分を削除するという変更申請を受けるという流れになると思うんですけども、ちょっと、
0:33:10	ここの判断なんですけれども、多分ここ、今後ですね、廃止措置を進めているこの施設が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:21	またあれだと思えます。
0:33:24	もう目は拝承。はい。ちょっと、ちょっと安楽ほんと、もうちょっと検討して、ちょっと進めていこうかなと思うんで、ちょっとこちらはちょっと
0:33:37	引き続き検討し、ここ加藤のヒアリングでちょっと区間等をしていきたいと思えます。はい。規制庁の恩田です。
0:33:49	ご検討いただければと思います。ちょっと私もちょっと長いこと審査してこれ、方針の大きな転換なので、
0:33:56	申請の仕方のね、記載の仕方の大きな更新転換、
0:34:01	なります。ただちょっとこれ、これのご説明入る前にちょっと冒頭で申し上げたけどここって
0:34:12	原子炉機構さんもちょっと思ってたかもわからないちょっと結構あやふやなっていうかね何とも言えないグレーな部分でずっとねこれまで、
0:34:21	申請の仕方とかが、あとその申請の仕方を事業者さんと相談しながらやってきたところでこうやって落ち着いた形でこうやってきたんだけど
0:34:33	も、
0:34:33	いよいよちょっとこのグレー部分はちょっとよろしくないみたいなそういうお話もちょっと多々出てきてですね、これを解消するには本文との紐づけが明確になると。
0:34:49	いうことが一番の近道かなっていうところで家を出して、
0:34:55	結論でございますんでちょっと申し上げた通りその転換が大きい幅野川の大きな転換になるんで、中でご検討十分いただければと思います。
0:35:05	以上です。
0:35:09	はい保安管理部の椎名です。はい、わかりました。ちょっと今後こちらの方で検討させていただきます。以上です。
0:35:19	すいません。本部中村です。ちょっと今後、原科研含めて検討させていただこうと思うんですけども。
0:35:29	ちょっと検討するにあたって幾つか確認させていただいてもよろしいでしょうか。はい。
0:35:35	まず 1、
0:35:37	点なんですけど、今回サンプル 1 本に対してっていうことで本多さんの方からご提案いただいたんですけどもこの解体で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:48	等に係る安全性について言っているいわゆる参考資料については、いわゆる古閑グリッドみたいのを全部廃止しますよってというパターンではなくて一部の設備を廃止する場合にも添付させていた参考資料としてつけさせていただいている資料になってございまして、
0:36:06	それらすべてについて、本文との紐付けを今後明確にしていくっていうそういう方針なんですかねそれとも今回そのぷりっとみたいに、管理区域解除には許可から落ちるような、
0:36:20	野間最後の最後の段階の参考資料の扱いについてを残しておきましょうっていうその内側の形になる、なりますでしょうか。
0:36:32	それ1棟だけでなく、規制庁のホンダですドルイットだけでなく今回の申請でいうと、
0:36:38	戸次。
0:36:40	は、グローブボックスと質量分析計を撤去する。
0:36:44	当最初に特別研究棟も廃液長期貯蔵施設を廃止する。
0:36:52	あとFN-S等も、第1ターゲット室第2ターゲット室茂木。
0:36:57	模擬物質貯蔵作業室ホット測定室を廃止するのか。
0:37:02	というふうになってるんで、すべてそういう対象をと考えてまして。
0:37:07	これ、
0:37:09	この設備の一部を廃止する。
0:37:13	こういう場合は、
0:37:16	ちょっと別記ー。
0:37:18	例で言うと、
0:37:25	多かった。
0:37:29	ちょっと間違った。
0:37:34	この、今これ見えてますこの7のところで使用施設ってこんなのありますってこう全部リストアップしたこう記載があるじゃないですかここで。
0:37:44	てもらおうというふうに思ってます。だから、
0:37:49	簿価これ、
0:37:51	ここの部分で、紐づけしてもらおう。
0:37:56	はい。
0:37:58	そういうことを考えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:00	はい、減少機構ナカムラです。理解いたしました。
0:38:05	それで、それで、こういうバッグ、鉄筋とかいろいろ例えばB受D-7 っていっぱい、あっちこっち出てくると思うんだけど、例えばこの尻尾 でも、
0:38:18	その使用の方法んところでもこれ日ボールボックスBなら使えますよっ て。
0:38:23	出てくるんだけどここでは言う前で言う必要なくてあくまでもその7ポ ツの、
0:38:28	資料の施設。
0:38:30	における設備の、エントリーしているところで述べ述べれば良いと。
0:38:35	いうふうに思ってます。
0:38:39	減少機構はナカムラです。はい。理解いたしました。その場合ですね、 ちょっと懸念があるというか、将来的な話になると思うんですけども例 えばベッキーと、いろんな様々な施設で段階的に廃止を行っていく場合 だ、
0:38:56	たりとか、当然その廃止にかかわらずに設備の更新に付随して撤去しま すといったパターンとがあるかと思うんですよね。そういった場合にそ の許可の本文にこういった記載をするとおそらく刊本の方にもそこはす べて含まれてくることになる。
0:39:13	思ってます。そうなった場合にどんどんその刊本の方にその参考資料が 積み重なっていくような、そういった現状になりやしないか。
0:39:24	て言ったのがまず一つ懸念なんですけど、元本上の取り扱いについてはど うお考えでしょうか。
0:39:31	いや規制庁の本田です目的がその本文とのひもづく形なので、
0:39:38	この間本の
0:39:40	阿寒湖じゃないのか、参考資料が
0:39:45	残ってってしまうってのは仕方のないことで、この廃止するときそ の当該の、はい。当該会社ね。
0:39:53	記載を削除するときに、当該の参考資料、文献あのところをそれもとも に削除するってことかと思えます。
0:40:05	機構ナカムラです承知いたしました許可変更のタイミングでおそらく撤 去をし終わったので

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:15	大きく変更しますっていうような、古藤は1回1回設備とかに落とす場合、そのあと撤去しますっていうパターン。
0:40:27	まあまあ一般的かなと思ってまして、撤去し終わった後にその撤去し終わりましたよっていうことで今日変更は基本的にはないというふうに考えております。なのでその別案件の際に撤去終わったものについてはその参考資料はを削除するような
0:40:44	変更、入れ込んでどんどんその参考資料の方が、要は許可の刊本を圧迫しないように、マネジメントして、許可書をマネジメントしていくみたいなそういったイメージで考えてればよろしいでしょうか。
0:40:58	等ですねはい。あくまで本文とのひもづけなので本文に書かれているその今の安全対策の方針は別添の通りっていう文言はなければ、その紐づけの安全対策の方針が書かれた。
0:41:13	参考資料は自動的に一緒に切れているっての削除されるっていう。
0:41:18	そういうことでいいじゃない。
0:41:20	減少機構ナカムラで最小値としました。
0:41:24	ちょっとその他、まだ何点か確認させていただきたいんですけども、現在申請中の案件が原子力機構の場合この原科研のほかにも、カクサケン到来削れも、大脇大南かな。
0:41:40	申請中案件ございまして、その中で同様に同じような参考資料はいずれの案件もついてたというふうに、李。
0:41:51	してますんでその場合、それらについても基本的に同様の対応を行うと。
0:41:59	いう理解でよろしいですか当然カクサケンの場合はすでに補正を提出させていただいておりますので、また再度の補正ということになるのかなと思ってますけども、
0:42:11	はい、生徒の方が格差、今回の原科研のこの申請から、お願いしたいなと思ってますつまりずっとこう検討を、このくすぶってたっていうかね。
0:42:22	やってたもんですからさかのぼって、
0:42:27	申請、審査中のええともう審査中のやつまでは、よかろうというところにはなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:34	原子機構ナカムラです。紹介いたしました。Y2は、おそらく今後補正をっていう話になると思うので、南は、を考えておいた方がいいっていうことでしょうか。
0:42:51	南麻生ですね規制規制庁の本田純奈みーもあれば含めて、
0:43:00	考えていただく必要があるかと思います。
0:43:04	減少機構ナカムラです。はい、承知いたしますちょっと南参考資料、どんなものがついてたかちょっと記憶あるようなところありますのでちょっと改めて確認の上必要があれば同様に検討の土俵に上がらせていただこうかと思います。
0:43:19	ごめん、あと最後1個なんですけども、今回本文とのひもづけが明確ではないって言った、
0:43:28	ご指摘事実としてはその通りだという。
0:43:38	ちゃんと。
0:43:47	を、
0:43:48	どうぞ。はい。
0:43:50	原子力機構ナカムラです。
0:43:54	その本文とのひもづけ明確でないといったところは事実としてはその通りだと、いうふうには思ってるんですけども、もともとその紐づけで明確でないバックグラウンドというか背景としては、この
0:44:10	もともとの規則の方で廃止に係る、いわゆるこれ安全性の確保っていう、いわゆるソフト的な対応なんですよね。
0:44:22	こういったものがもともとのその規制要求許可の段階の規制要求でないという認識をしております。そういった意味で、
0:44:33	事業者としても、許可書の中に入れ込むことに正直ちょっと抵抗があったって言った背景、あると思ってます。
0:44:44	それで、今回こういうふうに
0:44:48	規制庁さんの方としてその許可をする際に必要な情報だといったお考えだと思いますのでその点について事業者として異論を申し上げることは多分ないと思うんですけども、
0:45:01	その場合ですね、おそらくというか、何て言うんですかね、
0:45:08	規制庁さんの仮に規則なり内規なりっていったところで何らかに明確になった上でそれに応じ対応しますといったステップになるのかなとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:19	思ってまして、そこら辺で今後ですねまずは規制庁さんと事業者間の中の相談というか面談の
0:45:30	中に合意した事項ということで対応することは可能だと思うんですけども、こういったものを将来的に例えばその内規なり規則なりに落とし込んでいこうみたいなそういった動きについてちょっと教えていただければと思います。
0:45:46	根井若井規制庁の本田です
0:45:52	動きまではちょっとまだ把握はしておりませんが、今のご指摘はご最もかなと思ってまして。
0:46:00	は、うちの審査内規未審査手引きみたいなところには、
0:46:08	今回こういう形のを、
0:46:11	もっと申請数個、何か違うは衛藤前施設の前、医師とか、あと、
0:46:19	1施設、設備の一部解体撤去。
0:46:24	内容の申請においては、その申請書においてこういった記載を求めるみたいなそういったことは、
0:46:31	転記とか内規に書く、書いて、それをもとに我々はこれから審査するっていう、
0:46:39	伝えるにするのは当然かなっていう、今、普通に思って思いましたので、これは
0:46:46	ちょっとわかんないで、
0:46:48	部門内でちょっと共有して、
0:46:50	検討して、
0:46:52	どういう形にするかここではまだ申し上げられませんけどもその手引きとか内規のような形に、
0:47:00	現れるような方ちいにすることを検討したいなと思います。
0:47:07	江崎仲間です。ご検討いただくということで大変ありがたく思っております。ごめんなさい、最後、1点だけですね、この解体撤去に関する
0:47:21	当事業者としてのその行為活動についてですね許可の方である程度見ていただくという流れになるのかなというふうに思っているんで、この今回のご提案の背景としてそういうものがあるのかなというふうに思っているんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	原子炉規制に関する事業者の活動としては、当然その許可の後に、保安規定等の運用、あとは検査の対応で最終的には現地の原子炉規制検査の中でそういった状況をご確認いただくと。
0:47:53	そういった一貫した流れが一の発想にそういった中で事業者として括弧対応しているということになってございます。それですね、ちょっと気になるのがですね許可の方が一番上になるんですけどもその許可の方で1、
0:48:08	他の変更を加えますといったことについて、きち規制庁さんの検査の方とあと原則成果も含めてですね、の方との関係とかっていうのは何か整理はされてたりはするんでしょうか。
0:48:24	いや、規制庁の本多です
0:48:29	健診部門の中での判断であって、他の部門との調整はしてしてないですね。
0:48:39	現象機構の仲間です。承知いたしました。
0:48:42	はい。いろいろ伺い1点、ご回答いただきありがとうございますちょっと機構の中で今の規制庁さんのご回答も踏まえてですね、ちょっと検討させていただこうかと思えます。私からは以上です。
0:48:56	原子力機構ヤマダです。すいません1点確認してもよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
0:49:02	今回今話になりました、参考資料についてなんですけども、本文の方から呼び出しをかけたしまった場合、この先行資料はもう、
0:49:13	先ほどあったように、許可と許可書と同じ扱いをされると。
0:49:17	ということになるのかと思うのですが、はい。そういたしますと例えば、この工程とかを組んでいるときに、安全と何の問題もないものの、
0:49:27	とりあえずA B Cという順番で改定をしますというふうな書いたものが、運営、実際にいろいろとほかのところの兼ね合いもあって、A B CをP A C等、順番を変えたりした場合、
0:49:41	それは許可変更になってしまうのでしょうか。
0:49:46	そこは
0:49:48	何か注釈、わかりやすいチューブを入れていただくんじゃないすかねこの順番はあくまでも、この家、計画の中でであって、変更あり得るみたいなそういうことになるんじゃないすかね。それを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:04	ちょうど今仲村さんも言われたけどあくまでもソフトなシイナみたいなことがありますからそこをちょっと変更、順番が変わったからといって、変更許可の内容になる。
0:50:15	というふうなちょっと何か厳しいかなっていう、
0:50:18	思いましたけどこっちで審査をどうという審査すれば、
0:50:22	ていうのもあるし、そこは工夫、
0:50:25	ちょっとすいません提案しといて、ちょっと申し訳ないんだけどそこは9、
0:50:31	説明の工夫がされるところかなと思います。
0:50:37	はい承知いった現象機構ヤマダです。承知いたしちょっと書き方的には少なくとも若干工法が変わりそう
0:50:47	誘導的になるような部分とかについて基本的には原則の形で実施いたしますとか、その辺についてはちょっと気をつけて見ていきたいと思えます。ありがとうございます。
0:50:59	あ、すみません戸次ですか。それはもうご質問よろしいでしょうか。はい。はい。はい。
0:51:06	すみません戸次の方からも解体撤去の申請書を出しているんですけども、こちらもおくまでですね、工事に向けた検討段階の
0:51:17	いわゆる計画書といいますか、そういった形で記載しております、ここ解体撤去した後の使用前確認を受けるんですけども、その際にですね例えばグリーンハウスの位置ですとか、やり方ですとかそういったところが、
0:51:33	当然今後工事進める上でちょっと変えようかというときに、許可の通り、
0:51:40	との整合に合わないんじゃないかとかの検査部分からちょっと後で言われることをちょっと懸念しております。
0:51:50	そういった意味でそこまで注意してからも、新
0:51:54	て書として出ささいと言われればその通りかもしれないんですがちょっとまだ、何分工事に着手する前の検討段階という形の参考資料になりますので、
0:52:07	ちょっとそういったところが懸念がございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:12	規制庁の本多です。ちょっと内情わからないんです。そういったところの規制件数、
0:52:18	使用前確認とか使用前検査の対象に、
0:52:21	なりうるという整理がなされ、
0:52:24	かもしれないってことですか。
0:52:26	やはり、
0:52:29	はい、ゆ、他施設においておそらくいわゆるブルーボックス撤去した後の吉富城野、牛尾前確認受けると思いますって、
0:52:39	は今こういった形をちょっと別個今考えておりましたってそういったところの波及を懸念しております。
0:52:49	安楽本部、仲村です。今の点ちょっと補足させていただきますけれども今現状ですね検査班とはその要は許可の通りになっていることを、使用前検査で確認しましょうと。
0:53:05	大塩検査確認するにあたって安全上のその機能が含まれる場合はそれは使用前確認として規制庁も確認加えますと、そういう整理になってございます。
0:53:17	許可後になってることというので例えば設備を撤去した場合に主要施設の設備の中からあるセットが消えると、なのでちゃんと消えてることを検査で確認してくださいっていうふうに言われてるんですよね。
0:53:30	今戸次の方からお話があったのは、その消えてる様を、聞け、消すにあたってのその工程を許可とひもづけることによって明確になるのでそこまで検査の対象になってしまう可能性があるのではないかっていうこと。
0:53:47	だと思いますのでその点について、ちょっと私がちょっと先ほど伺ったその押し検査部門との共有とかもちょっとその辺実は引っかかってる質問ですので、
0:54:00	その辺ちょっと我々検討を進める中で場合によってはお願いということでそこら辺まず整理してくださいといった話になるかもしれないかなあと今ちょっと思っています。以上です。
0:54:14	だから、規制庁の方ですありがとうございます解体撤去の工程までも
0:54:21	検査対象に、
0:54:23	含まれてしまうんではないかという懸念。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:26	がありますとひもづけることによって、
0:54:30	わかんない。ちょっとわかりません。わかりました。
0:55:17	この件は他は大丈夫です。
0:55:26	よろしいじゃ次進んで、
0:55:30	大丈夫でよろしいですか。
0:55:35	はい、じゃあちょっと進めますまた何かあったら、順次行ってください。
0:55:39	矢次再処理特権の話、ちょっと確認させていただきたいんですけども、よろしいですか。
0:55:49	様々解体撤去を同じだけどは、廃液長期
0:55:55	貯蔵施設を撤去とか、あとダクトちいダクトDダクトの解体撤去っていうことなんですけども、
0:56:06	第廃棄施設と、液体廃棄施設、固体廃棄施設のすべてを解体撤去するということになりますか。
0:56:16	はい。JAの中嶋です。こちらに関しましては廃液長期貯蔵施設内については気体液体固体の廃棄施設すべて解体撤去のほうを行います。
0:56:27	ですが最初に特別研究と本堂や阿藤廃液操作貯蔵施設については今後も継続使用しますのでそちらの方は残って廃棄貯蔵施設内だけが、
0:56:37	すべて解体撤去という対象ってなります。
0:56:40	規制庁の本田です。範囲に、この今回解体撤去を管理区域解除する中にある、この三つのやつは、
0:56:48	そうですね。はい。
0:56:51	JAENAナカジマですはい。その通りでございます。
0:57:16	はい。鬼頭。
0:57:18	次はDラックとCダクトの話なんですけども、ちょっとすいません。Dダクトはこれ埋設型でしたっけそれとも露出。
0:57:27	大丈夫でしょうか。
0:57:31	はいこちら当初写真にてちょっとわかりすくちょっと説明しようと思うんでちょっとそれ、ちょっと共有したいと思いますので少々お待ちください。
0:57:38	はい。
0:57:54	藤江ナカジマですこちら共有されてますでしょうか。はい。見えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:00	はいこちらまずこの写真でちょっと示したい、示したいと思うんですけども、こちら赤点線で囲っているところがTダクトが走っているちょうど部分になります。この奥に見えるのが廃棄貯蔵施設になって繋がってるんですけども、
0:58:15	こちらの、
0:58:16	一部は基本的には埋設型なんですけども、一部コンクリートの躯体が露出している部分が、この奥の方なんですけどもちょっと、
0:58:25	見えていて一応埋設型なんですけども露出している部分が若干あって見えている部分あるというのがDダクトになります。
0:58:32	D Cダクトの方なんですけどもこちらちょっと黄色点線で書いてあるところら辺でちょっと走ってるんですけども、こちらの松林の下を走っているので全く今見えない、露出してないというのが強いダクトになります。
0:58:48	或いは規制庁の方ですありがとうございますと、飛びじゃDもこの写真だとほぼ埋まって、
0:58:58	これ解体撤去するときもあれですからこっちを掘り返すんですよ当然。
0:59:07	経営ナカジマです。はいこちらリーダーともほぼ埋設されていて一部だけしか移したいんですけども、ちょっとこちらの写真の方でこちらちょっと天候が、
0:59:18	ありまして金からDダクトに使い、リーダー宇都については、中乳井でいきますので、こちらは全部掘り返さずにこちら点検孔から入って、
0:59:29	真ん中の配管とかについて書いて撤去を行っていくような工法をとるようことを考えております。
0:59:36	現場てるわけじゃなくて、
0:59:40	点検コア点検ができるスペースがあるわけですからその地下に埋まって見えないだけで、
0:59:51	こちら今日どうこうみたいな感じになっていて中を人が入るようなスペースがありまして、あるのではこちら点検孔から入って行って中で作業するダクトの中で作業するような、
1:00:06	形になります。
1:00:14	狭いのもかもしれないけどその人が入って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:18	解体、
1:00:20	撤去する。
1:00:21	露呈と。
1:00:25	はい。その通りでございます一応人が入ってさ作業できるスペースはある、あります。そうなんですか。
1:00:42	わかりました。
1:00:43	規制庁の本田です。次は、
1:00:47	椎葉区等の話なんですけど、
1:00:51	Cダクトは埋設、今ご説明し、写真でも見せていただいと埋設。
1:00:58	された形でね、ちょっとご理解はですね有事その土の中でああいう事故が埋まってて、その中にダクトがあっっていると。
1:01:10	いう事項の上の上の開口してる部分にはふたがされていて、
1:01:16	地絡とは直接土が触れないようになっている構造ではないでしょうかと理解しています。
1:01:24	一方その解体撤去するとき上屋解体作業用上屋というのを設ける。という説明なんですけども、
1:01:33	鉄パイプと壁に構成されたもので、その上、上屋の中で、
1:01:41	親の中にそのグリーンハウスを建て、
1:01:44	グリーンハウスの中でA Cダクトを細かく解体撤去しては、
1:01:49	この上屋とかグリーンハウスごと、横にずらしながら、
1:01:56	地理ダクト全部を公開提供するが進むまで、
1:02:02	続けるということなんですけど、この上屋の上屋に求めてる機能っていうか、ちょっと大げさかもしれませんが、
1:02:11	グリーンハウスを何、雨とか風から保護するためのものであって、
1:02:17	F I R E にですね核燃料物質放射性物質の閉じ込めとか、汚染拡大の防止の機能は持たしてないとか、
1:02:28	あんまり期待してないっていうふうに理解してんですけども、いかがですか。
1:02:35	はいJ Aの中島です。はい。こちらは解体作業用については、生物の閉じ込め、汚染拡大防止の機能に関しましては期待はしておらず、中野グリーンハウスの保護というのが、
1:02:48	主の目的となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:54	はい。はい。
1:02:57	はい。
1:03:00	やっぱ、
1:03:02	J Aの中嶋です。あと、すいません、作業用上屋についてなんですけども、こちらは1回建てたものを、何かこう、
1:03:12	何かそのまま立てたまんま横にずらしていくような形ではなく、
1:03:18	一度高価格を決めましてそこに解体作業用上屋を、
1:03:23	立てましてその中にグリーンハウスを作って、新宅とか板井の方を行いましてそちらが終わりましたら、そのグリーンハウスとか、上屋内を汚染検査して、
1:03:33	校正がないことを確認したあと上屋とグリーンハウスの方を一度壊しまして、また新たな区画のところに行き新しい上屋を建てるような、
1:03:42	感じで横にどんどん移動していくような形で考えてます。
1:03:53	規制庁の小村さんありがとうございます
1:03:57	わかりました。グリーンハウス内も、そのあとCダクトそのね、決まった長さの強いダクトの解体撤去終わったらグリーンハウスな汚染検査するし、
1:04:10	親の中も汚染検査して、
1:04:14	以上、7、
1:04:16	検査をしてどっかい解体、それもグリーンハウスの上屋を解体撤去して次の
1:04:22	場所に、その同じものを使うんですねもちろんね。
1:04:27	いろいろ予定としては、
1:04:31	便ヘナカジマです。はいそのパイプや、日については同じようなものを使用します。
1:04:41	規制庁のホンダですその一連の、いわゆる上屋の設置から、グリーンハウス内でののが楽との、
1:04:51	作業、あと解体終了後、上屋の移動というか、解体も含めた移動、一連の作業は、
1:04:59	やっぱり申請書の参考資料、
1:05:03	4-1にちょっと書いてあるのかなと思ったんだけど、
1:05:11	労働ですから、単一である。ちょっと進めない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:25	この4-1で、一応一連の動きは説明されてるというふうに思っていますか。
1:05:46	J Aのナカジマですいません渡しました、参考資料の4-1の、ちょっと2ページにちょっと、すごくざっくりした書き方になってしまってるんですが、
1:05:57	2ページの、片括弧2の建屋下排水監視ダクト及びリーダーとの改定撤去の、
1:06:04	はい、新居参事。
1:06:06	きっち90。
1:06:09	ぎゅ11行目ぐらいすかね配管撤去後で始まる。
1:06:13	ところですかね。はい。あと1です。
1:06:21	はい。だんだん変わってない配管撤去解体を屋根汚染のないことは、はい。ちょっと少しざっくりした書き方になってしまってるけども、一応ここでちょっと移動していくよっていうことを一応示させていただいてるんですけど。
1:06:36	小西1時間休会場の上、次のエリア移動、これを繰り返すすべて撤去。
1:06:55	ありました。
1:06:58	ちょっと確認させてもらえますねこちらも。
1:07:01	それでねちょっともう人、
1:07:05	メモにはないんだけどこのCダクト。
1:07:08	昆。
1:07:10	馬場氏、例えば解体したそのころっとした物体はグリーンハウスの中で、
1:07:18	誰かしら、何か、
1:07:21	病気に入れるとか、
1:07:24	ビニールバッグに入れるとかそういった措置はされるかっていうと、
1:07:30	これ書いてある。
1:07:35	はい。J AのナカジマですはいこちらはAとCダクトは配管を切断した後、一応、
1:07:43	ビニールシート等で養生して密閉の方を行いましてええと、
1:07:49	そのあと容器に封入というのは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:52	実際に再処理特別研究棟の本体施設に、グリーンハウスを別途建屋内に設置しましてその中で、裁断して容器に収納できる長さに裁断をしていくような、
1:08:05	形を考慮しておりましてそちらの方も2ページの両括弧2のちょっと下の方になるかな。はい。はい。ちょっと記載の方はしております。支社長の方です。ありがとうございます。野田と大戸グリーンハウスの中でまずある長さに切って、
1:08:23	そこでこうよグリーンハウスの中で容器に詰めるんじゃないくて、
1:08:30	それをはっきり方にも、
1:08:32	この下、
1:08:34	はい。そうですねまずは新宅との作業U1上屋内の、グリーンハウスではあくまで取り回しできる大体1メートル2メートルぐらいの想定してるんですけどもそれで、
1:08:46	切断の方しまして、それを密閉した状態で本再処理特別研究と、本施設の中に設置したグリーンハウスの中まで、
1:08:57	搬入しましてそこで縦に建屋内でドラム缶に収納できるような長さに裁断して廃棄物容器に収納という流れになるので上屋内ではあくまで取り回しができる1メートルぐらい。
1:09:10	ちょっと目安にした感じでちょっと、あくまで着るだけで、密封するだけっていうのを想定します。
1:09:19	なあ、こういう二段なんかっていうか変ですけどそう。
1:09:38	あの、ちょっと外れますけど、そのCダクトDダクトをこう流れてた廃液っていうのは、どのぐらいにこう、
1:09:46	汚れたものなんですかっていうのと、
1:09:49	頻度っていうか、
1:09:54	どの程度、FAXが流れてたんでしょう。
1:10:07	原子炉機構の半田です。AとCダクトDダクトにつきましてはもう平成8年に廃止措置始まって以降廃液を流すことはない。
1:10:17	廃液を流したことはございません。廃止措置の一環としまして水を通水して内部を除染していることが過去にございます。
1:10:28	通水した後の配管を下流側出口側で、角谷等でサーベイした限りでは配管内の汚染は確認されてない状況になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:43	でもそういうお話をちょっと後で聞こうと思ってたんすけどその通水は、
1:10:49	通水しか入れないの。以上。
1:10:52	郷さんわかりました平成8年以降を汚れた水は流していませんけれども、
1:10:58	その
1:10:59	そういった、
1:11:00	汚染の状況を確認するために、
1:11:04	普通の、汚れたえないお水を流し、
1:11:07	ことはあります。汚れた水は、サーベイしても汚れてませんよっていう、
1:11:14	です。あと、
1:11:28	はい。
1:11:29	平成8年以降、
1:11:37	エネルギーの、
1:11:50	昨日、
1:11:52	布施が確認されませんでしたっていうのもかなり昔の
1:11:56	話ですかそれとも最近ですか。
1:12:00	原子力機構ハンダです。平成16年ごろにそのCダクト、Cダクト側が直結ん繋がっていたタンク廃液のタンクを解体する際に、
1:12:12	ちいダクト下流側、切ってめくめくら。
1:12:16	停止措置済みでございますその時にはも汚染がないことを確認してございます。
1:12:24	その16年、その作業した以降はもう別にその汚染検査はクリックしてないってことですかね
1:12:32	原子炉機構ハンダです。はい閉止措置以降は、配管の内部については、特別行ってございません。わかりました。
1:12:57	はい、ありがとうございます。
1:13:06	%とそうじゃつつ、先方が刀禰、規制庁のハンダです
1:13:12	新宅鳥居だく等なんだけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:15	ごめんなさい志田区とか、ちょっと押す漏えいの下、過去に漏えいがしたことがありますかっていう話と、
1:13:23	あと土壌への影響っていうのはどう考えてらっしゃるんでしょうか。
1:13:31	はい。JAの中島です。ACダクトについては月1回のタクトの両端から配管等について目視により確認しておりますで一応漏えいの痕跡の方は、確認されておられません。
1:13:44	そのための
1:13:46	漏えい等がありませんので土壌への影響についてもないものと考えております。
1:13:52	1回目視、月1回の目視で漏えいの痕跡なし。
1:14:11	運用への影響も小漏えいの子店駄目。
1:14:35	はい、わかりました。ありがとうございました。
1:14:42	規制庁の恩田ですっていうのもあと今日fs等の方っていらしてます。
1:14:50	はい。はい。JAの中島です。今いらっしゃってますのでちょっとすいません。
1:15:14	はい、県社協のアベですはい。
1:15:17	準備できました。
1:15:19	はい。
1:15:20	規制庁の本田ですfs等も解体撤去ではないですけど設備を削除しますとか、
1:15:28	廃止しますっていう間に多様な
1:15:32	変更内容と理解しているんですけども、
1:15:37	この
1:15:38	安全性の解体撤去の安全性のところ
1:15:43	説明の中でRI施設として汚染が確認された場合は、処理場へ引き渡しますっていう、ちょっと説明が、
1:15:52	あるんですけど、
1:15:56	処理場ってこの、
1:15:59	すみませんまた雑線なのかもしれないけど処理場は、RIで汚染された廃棄物も受け入れてくれる施設なんですか。
1:16:09	はい。原子力、あれです。はい。はい、おっしゃる通り、廃棄物の受け入れたそれは障害防止法の方でそうなるっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:25	はい。原子力機構ヤマダですはい。原子力法と廃棄物処理場につきましては、廃棄の業務を取得しております、原科研の施設を含め、処理することが可能となっております。
1:16:38	はい。ありがとうございますそれで、
1:16:43	別紙のところ、
1:16:46	アベ白水添付書類のところ、
1:16:49	放射性廃棄物に関する措置という項目があっいろいろご説明くださってるんだけど、これはそうすつとそのR Iによる固体廃棄物に関する措置として詰めてことになっちゃうのかしら。
1:17:04	技術検証基本アベですはいそうですね格言の線は基本的にf sはないと思ってまして、こちらの記載は一応、R Iの方の汚染があった場合の方、想定しております。はい。
1:17:21	はい規制庁の方もそれは申請書の中です。今の説明書の中でもこのトリップされた核燃料を使ったので、
1:17:33	汚染はないというふうに説明は、
1:17:36	ありましたけど、これはあれですかその密封されてる。
1:17:42	核燃料物質ってのはその核分裂計数管とか困った。
1:17:46	核分裂計数管のことを言ってるんです。
1:17:52	あと、核燃料、核分裂計数管も密封状態ではありますがその他にウランですとかトリウムファイルですね、こちらを使ってるんですが、
1:18:05	それとこちらの金属上、固体状の核燃料物質でありまして、
1:18:11	あとですねこちらでf s使用する際はさらにビニール袋でリップして、使うということになっていて使っておりましたんで、
1:18:22	実際、さらにプラスしてそういう汚染とかですね、はないように使ってみましたんで、そういう意味密封状態というふうに考えております。
1:18:37	戸部金属じゃ固体状のやつをさらにビニールでくるんでって使った。
1:18:44	現状聞くのは別はいはい、そのおっしゃる通りでございます。
1:19:06	規制庁のホンダです
1:19:13	あとねその第1ターゲット室第2ターゲット室で、あと、模擬物質貯蔵作業スポット。
1:19:20	測定室は今回から許可記載は記載を削除してますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	管理、これは管理区域内は当然、管理区域っていう設定はずっと設定したままでその中で、管理区域の中で、
1:19:37	各年を使用しない部屋っていう、そういう位置付けになる。
1:19:41	OKですかね。
1:19:43	そうですね今回の管理というのは解除しませんで使用設備の方の解体撤去ということになります。わかります。はい。
1:20:03	汚れてない。
1:20:05	というご説明で、それらを
1:20:12	開大撤去しますっていう。
1:20:17	そうなんだけども、
1:20:21	ですね。
1:20:23	ありました。
1:20:27	あとこの、
1:20:30	今回の件、審査申請で、
1:20:33	核燃料1種類とか、あと2年間予定使用料の記載。
1:20:41	が、
1:20:44	年間予定使用量の記載だと。
1:20:46	変更前は0グラムって、
1:20:48	なってると思うんです。
1:20:53	だけれども核燃料、
1:20:55	バック分裂計数管とか、小型核分裂計数管は、
1:21:00	まだFN-Sさんで保存してるってそういうことになる。
1:21:09	はい。減少機構の山田です。すでに今保有はしておらず、すべての核燃料物質についてはAFASには存在しないという状態になってございます。
1:21:20	今許可のやり方といたしまして、
1:21:23	この年間使用予定量の変更については、この0グラム等に変更するということが変更申請ではなく、変更届け出をたい。
1:21:35	庄司正田ということで、先に変更届でまず0グラムということでやらさしていただいたものでございます。ごめんなさい。0届け出でやってると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:47	あ、失礼しました。ごめんなさい。
1:21:53	プランナー、与儀委員。
1:21:59	失礼しました。
1:22:04	規制庁の方でいずれにしてもそのもうF S 3 で使っていたとか貯蔵した確認はもう一つもなくて、
1:22:11	全部洗い出してしまうて、残っているのは後閑はい。
1:22:16	廃棄物保管室にある廃棄物なんですよ。
1:22:21	ということでいいですか。
1:22:25	そうですねはい。大きな物はですねおっしゃる通りでございます。はい。わかりました。
1:22:46	生徒のホンダですちょっとさ、最初の
1:22:50	確認事項に戻っちゃいますけどとにかく、この
1:22:54	f s 等ではその密封線源を使ってるだけなんで、R I に
1:22:59	核燃による汚染は、
1:23:05	ございませんと。
1:23:06	いうご説明でしたけど、その汚染の有無の下、検査とか確認もしないのかしら。
1:23:14	何もとにかく、
1:23:22	原子力機構、山田です。すいません今の質問の趣旨といたしましては、物を搬出するときに、汚染検査はしないのかという趣旨でございましょうか。
1:23:32	そうですねはい。
1:23:35	原子力機構ヤマダです。当然ながら管理区域の中にありますので、汚染があるかないかについては確実に汚染検査を実施することになります。
1:23:45	もし、汚染があった場合は、基本的にはもう先ほどおっしゃったように核燃の汚染というものはないと考えていて、あとはR I の廃棄物として粛々と処理をするということを考えているところです。
1:24:00	規制庁の方ですありがとうございますの搬出時の、いわゆる、いわゆる搬出時のサーベイはもう当然ね、ルールとして、
1:24:08	やることんなってるからやって、
1:24:10	そこででもその確認なんかちょっとこう、あれと思った。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:14	ものあったとしてもそれは、ラジオアイソトープによるものですってそういう判断をしてるととか、
1:24:23	はい。原子力機構ヤマダです。結果的にはそうなものと思っております。当然ながら汚染等あった場合については、ある程度の核種の同定等もいたしますのでもしその中で、
1:24:34	R1ののではなく、何らかの確認が見つかった場合にはもう隔年という形になるかと思いますが、それはないだろうと思っているところです。
1:25:39	はい。
1:25:41	規制庁の本田ですこちらから確認、もしくは質問したい事項は以上でございます。
1:25:49	減少機構さんがちょっと何かありますでしょうか。
1:26:05	大丈夫ですか。
1:26:08	水野さんは何かありますか。
1:26:18	何だっけ。すみません。よろしいですか。はいどうぞ。何か内容かぶってしまうかもしれないんですけど。
1:26:24	清町の水間です
1:26:27	と話が戻ってしまって大変恐縮なんですけれども、最初に特別系研究棟のところで質問させていただいていた、解体作業用上屋のところについて、
1:26:38	何かこう決めて建てて、解体撤去が解体とかました後に、隣、汚染検査を済ませてから、
1:26:49	次の区画を同じように建てて、そのあともともとあった方、解体撤去するというようなお話にお伺いしたんした方がしたところ、聞こえたんですけども、
1:27:01	区画を決めて次の区画区画、
1:27:05	に同じように上屋を建てるときっていうのは、
1:27:10	どれくらい区画が距離的に空いてるのかとか本当にその隣にそのまま建てて、また作業を始めるのか、どういう形で進められるのかちょっと教えていただければと思うんですけど。
1:27:30	はい。JAの中嶋です。基本的にはこの場合は、隣接して立てて進めていくことを一応考えているんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:41	作業のちょっといろいろ調整の関係で、必ずしも隣接したところにこう立てて進んでいくとちょっと、
1:27:50	限らないっていうのはありますけども、一応隣接しながら
1:27:54	近くに、
1:27:55	ある程度隣接して建てて進めていくことを一応考えております。
1:28:01	同じように上屋が衛藤にこう並べられたような状態に一旦なったりするということですか。
1:28:11	J A のナカジマですはい一応 2 行、当然に上屋が立ったりすることも影響あります。
1:28:18	水間です。ありがとうございます。
1:28:21	本多さん、院長以上、私からは、これだけ聞きたかっただけです。
1:28:29	はい。その他になればこれで終了いたしますがよろしいでしょうか。
1:28:37	はい、じゃあ、じゃあ、特にないようで見えますので、それではそれでは今日の確認特にですね、臨床科学研究所の
1:28:49	使用変更許可申請に係るメンバー終了いたします。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。